

別表第二(第三条関係)

六 悪臭の規制基準

施設の種類	許容限度		
	敷地境界線	排出口	排水
別表第一第六号の表一の項及び二の項に掲げる施設	臭気指数一五	悪臭防止法第四条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数三一
備考			
<p>1 臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、試料とする気体又は水の臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合における当該希釈倍数(以下「臭気濃度」という。)を次式により変換したものをいう。</p> $Y = 10 \log C$ <p>Y 臭気指数 C 臭気濃度</p> <p>2 臭気排出強度とは、排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、次式により算出したものをいう。</p> $C = 10^{Y/10}$ $q_d = 60 \times C \times Q_0$ <p>C 臭気濃度 Y 臭気指数</p> <p>q_d 臭気排出強度(単位 温度零度，圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分)</p> <p>Q_0 排出ガスの流量(単位 温度零度，圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎秒)</p> <p>3 臭気指数及び臭気排出強度の算定は、平成七年環境庁告示第六十三号に定める方法(三点比較式臭袋法)により行うものとする。</p>			